令和4年度厚生労働科学研究費補助金 (地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業) 分担研究報告書

WPRO Nutrition Country Profile Dashboard フレームワークを用いた 日本の栄養政策の現状分析

研究分担者 野村 真利香 (国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所・国際栄養情報センター)

研究要旨

国連や各種ドナーをステークホルダーとした国際栄養のグローバルコンテクストの観点で日本の栄養政策を分析し、日本の栄養政策の特徴ならびに優位性を明らかにすることを目的とした。WPRO栄養国別プロファイル・ダッシュボードに掲載されているWPRO37加盟国の栄養政策・プログラムをマトリックス化して傾向を分析したところ、日本の特徴は、栄養を国家アジェンダとして位置づけながら、母子栄養や公衆衛生サービスとして充実させていること、それらと対照的に食品マーケティングや食品の価格統制・課税は一貫して行っていないことが視覚的に明らかとなった。またWPROの栄養政策・プログラム整備状況トラッキングのメカニズムにおいては、日本の栄養政策に優位性のある人材・人材育成については対象外とされていた。特に島嶼国の栄養課題として特徴的なNCDsに対応するために、慢性疾患の予防・管理に従事する人材が必要であると考えられた。

A. 研究目的

東京栄養サミットを契機として日本政府は、人間の安全保障の理念に立ち、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(Universal Health Coverage: UHC)の達成に向けて「誰一人取り残さない」ことを目的に、世界の栄養改善に向けた様々な取組みを行っている。

その取り組みの根底には、戦後の食糧難の時代の飢餓対策から、さまざまな栄養改善のための制度づくり・人材育成を経て、世界でも有数の長寿国となり、またいずれの世代の肥満割合を低く抑える健康指標等、戦後70年をかけて栄養不良の二重負荷に対応してきた栄養政策の歴史がある。現代日本においても、栄養政策は予防医学的観点から保健医療政策の基盤であり、日本の栄養政策はさまざまな形式で、かつさ

まざまな場においてきめ細かくすべての ライフステージを網羅するもので、すべて の国民の健康の保持増進、生活習慣病の発 症・重症化予防、高齢者のフレイル予防等 のために不可欠である。

このように日本の栄養政策が世界に発信できるアセットであることは、東京栄養サミットの場をはじめ多くの人が認識することとなった。しかしながら、日本の栄養政策が、国連や各種ドナーをステークホルダーとした国際栄養のグローバルコンテクストの観点で分析されていることはほとんどない。

「栄養政策」とは何かについては、厚生 労働科学研究費補助金 (循環器疾患・糖尿 病等生活習慣病対策総合研究事業)栄養政 策等の社会保障費抑制効果の評価に向け た医療経済学的な基礎研究令和 4 年分担 研究報告書内「海外の栄養政策の評価: WHO による栄養政策モニタリングから見た『日本の栄養政策』の国際発信に向けた今後の課題に関する研究」において分析し、日本は諸外国と異なる政策展開のアプローチを展開していることを示した(論室中)。そこで本研究では日本が加盟している WHO 地域事務局である WPRO (WHO 西太平洋地域事務局) がトラッキングツールとして用いている栄養プラリして、国際栄養の観点で扱われている栄養の、プログラムが何かを概観した上で、日本の栄養政策・プログラムの特徴について分析することを目的とした。

B. 方法

WPRO が開発・管理している WPRO Nutrition Country Profile Dashboard (栄 養国別プロファイル・ダッシュボード) ウ ェブページには、①目標、②政策、③地域 比較の 3 つのダッシュボードがある。こ のプラットフォームを用いたトラッキン グ方法について WPRO から情報収集した。 その上で、①と②のダッシュボードにつ いて詳細を把握した。③は、①の情報を国 間比較するためのダッシュボードになっ ているために分析からは除外し、本研究で は特に、②政策ダッシュボードで集約され ている38栄養政策・プログラムについて WPRO の全 37 加盟国を比較するためマ トリックスとしてまとめた(図1)。次に WPRO 域内の他のドナー国と比較して日 本の栄養政策・プログラムの優位性を見る ために、全加盟国のうちドナー国(オース トラリア、中国、日本、ニュージーランド、 大韓民国)のみを抽出した(図2)。

なお、本研究で扱う WPRO 加盟国とは アメリカ領サモア、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア、中国、 クック諸島、ミクロネシア連邦、フィジー、 仏領ポリネシア、アメリカ領グアム、香港 特別自治区(中国)、日本、キリバス共和 国、ラオス人民民主共和国、マカオ特別行 政区(中国)、マレーシア、マーシャル諸 島共和国、モンゴル、ナウル共和国、仏領 ニューカレドニア、ニュージーランド、ニ ウエ、米領北マリアナ諸島自治連邦区、パラオ共和国、パプアニューギニア独立国、フィリピン共和国、英領ビトケアン諸島、大韓民国、サモア独立国、シンガポール共和国、ソロモン諸島、トケラウ、トンガ王国、ツバル、バヌアツ、ベトナム社会主義共和国、仏領ウォリス=フツナ、計 37 カ国である。

C. 結果

WPRO Nutrition Country Profile Dashboard (栄養国別プロファイル・ダッ シュボード) は、栄養目標の進捗状況をモ ニタリングする取り組みの一環として実 施している地域的な取組みで、WHO の 様々な公式データソースを使用してプラ ットフォーム化・ダッシュボード化してい る。 国際栄養目標(Global Nutrition Target 2025)と SDG2.2 の国別プロファ イル、および NCDs 任意目標(NCDs Voluntary targets)の食事関連指標の進捗 をモニタリングすることが目的で、①目標 ダッシュボードにまとめられている。これ らの数値は、UNICEF-WHO-世界銀行の 合同栄養不良推定値を用いている。これは、 5 歳未満児の栄養不良に関する各指標に ついて毎年更新する機関間グループによ る数値で、このデータと分析は各国でこの 3 者によって毎年議論されて提出される 国代表値である 2)。妊娠可能年齢女性の貧 血割合はデータに限りがあるため、WHO がモデル推計の方法を開発している3。

②政策ダッシュボードには38の栄養政策・プログラムが挙げられ、加盟国ごとにその有無に関する情報が集約されている。これらの情報は年1回の頻度で更新され、最新では2022年12月1日に更新されている。なお、2016-2017年にGlobal Nutrition Policy Review (GNPR)が行われ、栄養関連の国際目標を達成するために必要な栄養政策・プログラムの実施状況に関する調査結果が発表されているが、これはWHOの地域事務所ごとの整備状況がまとめられたものである40。

結果を表1に示す。38の栄養政策・プログラムは5領域に分けられ、それぞれA)国家開発アジェンダにおける栄養、B)

最適な母乳育児と補完食の実践を保護、促進、支援するための行動、C)健康的な食事を保護、促進、支援するための法的枠組み、D)公衆衛生プログラムおよび環境における栄養サービスの利用しやすさ、質および実施状況、E)健康的な食事を強化し、栄養サービスの提供と利用を確保するための資金調達メカニズムである。

次にWPRO37 加盟国の栄養政策・プログラム整備状況を図 1 に示した。アメリカ領サモア、仏領ポリネシア、香港特別自治区、マカオ特別行政区、仏領ニューカレドニア、英領ビトケアン諸島、トケラウ(ニュージーランド自治領)、仏領ウォリス=フツナ等、海外領土・自治領の国々・地域は、情報が少なかった(Information Not Available: INA)。

栄養政策・プログラムの中でも、B)の赤 ちゃんにやさしい病院イニシアティブ、母 乳育児のための休暇、産休中の現金給付な どは INA が多かった。また、C)の食品マ ーケティング関連についても INA が多か った。D)の公衆政策プログラムに関する 栄養政策・プログラムについても、INA が 多くみられた。逆に、栄養表示(表面)、 食品および清涼飲料水のマーケティング 規制、食品表示における健康・栄養表示の 規制、子どもに対する食品マーケティング 規制、国家食品ベースガイドライン、飽和 脂肪酸摂取量の削減、そして価格統制や課 税などの資金調達メカニズムに関する政 策の有無に関しては、あり/なしの明確な 回答が多い傾向にあった。

最後に、WPRO加盟国のうちドナー5カ国における栄養政策整備状況を図2に示した。日本は、ドナー5カ国で唯一栄養に関する全国調査がないと回答した。また唯一、母乳代用品のマーケティングに関する国際規約の国内措置への組み込みはなしと回答、子どもの権利条約へのIYCF報告もなしと回答、食品および清涼飲料水のマーケティング規制はなしと回答、ならびに食品表示における健康・栄養表示の規制になしと回答をした。ドナー5カ国のうち、INAではなく、あり/なしの明確な回答が最も多かったのは韓国であった。

D. 考察

本研究では、WHOがトラッキングしている栄養政策の特徴を概観し、日本の栄養政策が近隣地域においてどのように比較優位なのか、国際栄養におけるグローバルコンテクストの観点から分析することを試みた。

WHO でトラッキングされている栄養 政策は大きく 5 領域に分かれており、A) 国家アジェンダとして栄養が位置付けら れているか、B) 母子(母親の妊娠期から 子どもの5歳まで)の栄養、C)健康的な 食事の促進、D) 公衆衛生(保健) サービ スとしての栄養、E) 資金調達メカニズム が、WHOでトラッキングされている栄養 政策・プログラムの分類における大きなカ テゴリであることがわかる。B) や D) の ように 2000 年以前 (ミレニアム開発目標 以前)から歴史的に国際栄養の分野で行わ れてきた栄養政策・プログラムとともに、 A)C)E)のように、持続可能な開発目標上 の新しい栄養課題に対応するように整備 されてきた栄養政策・プログラムで構成さ れていた。

一方で、WPRO 加盟国では非感染性疾 患(Noncommunicable Diseases: NCDs) が特に喫緊の健康課題であるものの、 NCDs の予防・管理の実施に必要な栄養政 策・プログラムに関してはカバーが少ない 状況であった。WPRO 加盟国の UHC サ ービスカバレッジ指数を抽出して特徴と 課題を分析した過去の研究では、特に島嶼 国の NCDs 指数(血圧と空腹時血糖)と サービスキャパシティ指数(保健人材)の 指数が非常に低かった 5)。しかし本ダッシ ュボードには、高血圧や高血糖のスクリー ニング、予防・管理を担える栄養専門人材、 あるいは人材育成に関しては栄養政策・プ ログラムとしてトラッキングの対象とは なっていないことが明らかになった。

保健システムの有用なフレームワークである WHO 6 building blocks では、リーダーシップとガバナンス、サービスデリバリー、財政、人材、医薬品や技術、情報システムの6つから保健システムの機能・遂行を分析する6。この観点から見ても本ダッシュボードにおける栄養政策・プログラムの対象に人材は含まれていない。特にWPRO 地域における NCDs 課題に対応す

るためには、NCDs に対応できる人材 (専門人材だけでなく地域人材も含む)が極めて重要であるので、本ダッシュボードのトラッキング対象とするべきであるのとともに、人材の充実は日本の優位性のひとつであると考えられる。

A)領域では、日本は国家アジェンダと して栄養を位置付けていることがうかが える。日本はマルチセクター調整組織を設 置はしていないものの、食育基本法がその 役割を担っていると考えられ、マルチセク ター・マルチステークホルダー、かつすべ てのライフステージを対象とした包括的 枠組みとして機能している。また食生活指 針も同様の包括的枠組みを提示している と考えられる。このように国家としてマル チセクター調整組織が組織としては存在 しなくても、マルチセクター調整機能があ るかどうかという観点では、日本では法律 や食生活指針がその役割を成しているこ とが特徴である。栄養に関する全国調査は、 日本の回答は「なし」になっているが、国 民健康・栄養調査が存在しているので「あ り」に修正することが望ましい。

B)領域では、日本は労働基準法第67条 によって哺乳のための休暇が認められて いるほか、第65条では産前産後の一定期 間の休業が認められている。産休中の現金 給付については、労働基準法はこれを定め ず、各企業の就業規則による。健康保険等 の被保険者の場合は出産手当金が支給さ れる。母乳・離乳に関しては、日本では厚 生労働省により「授乳・離乳の支援ガイド (2019年改訂版)」において、標準的かつ 一貫した支援を進めるための基本的な考 え方が提供されているが。このように、授 乳・離乳に関しては、法律によって就業に おける権利が守られ、保健サービスの支援 も受けられる体制が整備されている点で 日本に優位性がある。

他方、C)領域のように、不健康な食品や 清涼飲料水に関するマーケティング、コマ ーシャル、販売規制に関しては、日本では 法律や罰則の整備はされていない。日本は こういったマーケティング規制はないの が特徴で、むしろ日本から世界的に有名な キャラクターを使って食品マーケティン グを行うのが得意で、それらは食育のアプ ローチとして活用されていることもある。 母乳代替品のマーケティングに関する国際規約に関しても、他のドナー国が「Some provision of the Code」と回答しているの に対し、日本のみが「No legal measures」 と回答するなど、国内措置はない。このよ うに、特に母子栄養に関する施策は先進国 を含めた多くの国でWHOやUNICEFの ガイドラインに倣っていることが多いが、 日本は独自のアプローチをとっているの が特徴である。他方、韓国はすべての食品 マーケティングについて「あり」と回答し ている。

C)の健康的な食事は、栄養不良の二重 負荷に対応するための新しい栄養政策・プ ログラムである。国家食品ベースガイドラ インの有無に関しては、日本には食事バラ ンスガイドがあるが食品ベースのガイド ラインはない。持続可能で健康的な食事を 推進するためには食事ベースではなく食 品ベースでモニタリングされる必要性が あり、食品ベースのガイドラインの必要性 が高まっている。学校食事基準については 日本では子どもの成長に必要な栄養素と、 成長に合わせた摂取目標量が設定されて いる。食塩摂取の低減の取組みは、日本で は歴史的に全国運動のように実施されて いる。しかしながら、飽和脂肪酸あるいは トランス脂肪酸摂取の低減に関する施策 はない。日本人の摂取量が WHO 勧告基 準を下回っていることから、日本型食生活 においては大きなリスクではないことが 農林水産省のウェブページで非常にわか りやすく説明されている 8。他のドナー国 も未整備の分野である。

D)領域の公衆衛生プログラムにおける 栄養の実施は、ユニバーサル・ヘルス・カ バレッジに直接的に資する取組みとなる。 日本の回答として INA が多いが、学校給 食、SAM 管理、緊急時対応計画、鉄・葉 酸補給、ビタミン A 補給など回答可能な ものも多い。特に緊急時対応計画への栄養 の取り込みに関しては、日本は災害時の栄 養・食生活支援に取組んでおり、日本の栄 養政策・プログラムとして優位性がある。

E)の食品に対する価格統制、課税については WPRO の NCDs 予防対策として 重点的に進められてきたもので、ドナー国 すべて、特に WPRO の NCDs 対策を主導してきた韓国においても未整備であることは意外である。図 1 に立ち返ると、砂糖入り飲料への課税をしている国が島嶼国を中心に多かった。島嶼国特有の食料システムに働きかけるためには価格統制・課税が優先的な選択肢になっていることがうかがえた。

本研究の限界として、日本の報告内容として INA が多いこと、また栄養政策・プログラムとして該当するにもかかわらず INA あるいはなしと回答しているものがあったため、日本の報告内容が最新のものであるか、また網羅されているかについては検討の余地があった。栄養政策・プログラムに関して日本の優位性を示すためには、この WPRO の栄養ダッシュボードのような国際的なトラッキング・プラットフォームにもれなく情報が提供されるようにしたい。

E. 結論

日本の特徴は、栄養を国家アジェンダと して位置づけながら、母子栄養や公衆衛生 サービスとして充実させていること、それ らと対照的に食品マーケティングや食品 の価格統制・課税は一貫して行っていない ことが視覚的に明らかとなった。特に食品 マーケティングについては WPRO 加盟ド ナー国でも唯一実施をしていない国であ るので、今後の栄養協力における弱みでも あると考えられた。WPRO の栄養政策・ プログラム整備状況トラッキングのメカ ニズムにおいては、日本の栄養政策で得意 とする人材・人材育成については対象外で あった。特に島嶼国特有の健康課題である NCDs に対応するためには、慢性疾患の予 防・管理に従事する人材が必要だと考えら れた。

F. 健康危機情報

なし

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況 なし

引用文献

- 1. WPRO. Nutrition Dashboard 2021 | Western Pacific Health Data Platform. https://extranet.wpro.who.int/viz/n ut_regional_profile_and_dashboard .asp (2023 年 4 月 11 日アクセス)
- 2. UNICEF, World Health
 Organization and The World Bank.
 (2021). Levels and trends in child
 malnutrition: key findings of the
 2021 edition of the joint child
 malnutrition estimates. Geneva:
 World Health Organization.
- 3. WHO. (2019). WHO methods and data sources for mean haemoglobin and anaemia estimates in women of reproductive age and pre-school age children 2000-2019. Geneva: World Health Organization.
- 4. WHO. (2018). Global nutrition policy review 2016-2017: country progress in creating enabling policy environments for
- 5. promoting healthy diets and nutrition. Geneva: World Health Organization.
- World Health Organization. (2010).
 Monitoring the building blocks of
 health systems: a handbook of
 indicators and their measurement
 strategies. World Health
 Organization.
- 7. 厚生労働省. (2019). 授乳・離乳の支援ガイド. 「授乳・離乳の支援ガイド」改定に関する研究会
- 8. 農林水産省. トランス脂肪酸に関する情報. https://www.maff.go.jp/j/syouan/sei

https://www.maff.go.jp/j/syouan/se saku/trans_fat/ (2023 年 4 月 11 日アクセス)

・プログラム一覧
バされている栄養政策・
表 1 WPRO でトラッキンク

AT WITH	こと こと の子女父子 トー・ア	74	
領域	政策・プログラム(英語・日本語)	辨説	主に取り組んでいる国連機関と、関連するガイドライン
	Multisectoral coordinating body: マルチセクター調整組織	近年多くの国で、省庁横断で取組む栄養改善を目的とした調整組織が立ち上がっている。農業省ラインであること	Scaling Up Nutrition (SUN) https://scalingupnutrition.org/
		が少なくない。	
	National policies, strategies and plans related to nutrition: 栄養に	多くの国では栄養に関する法律があることは少ない。	I
A) Nutrition in the national	関連する国家政策、戦略、計画		
development agenda: 国家アンエン		デミックによる食料および保健システムの混乱は、	World Bank
ダにおける栄養	Funding for nutrition plan: 栄養の資金調達	ドナーや国内の資源がパンデミックによって制約を受けたため、民間セクターを含めた資金調達が急務となってい	
		Š	
	Costed plan: 予算がついた計画	低中所得国で実施されている栄養プログラムは多くがドナー資金によるものが多い。	World Bank
	National surveys related to nutrition: 栄養に関する全国調査	ドナー主導のサーベイランス(DHS, MICS, STEPs 等)がこの役割を担っている国も多い。	I
	International Code of Marketing of Breastmilk Substitutes	1981年の国連保健総会にて、母乳代用品として使用される乳児用ミルク他のマーケティングに関する国際基準を設	WHO 2022. Marketing of breast-milk substitutes: national
	incorporated into national measures: 母乳代用品のマーケティン	けるべきという勧告が討議され、規約が採択された。特に近年、母乳代替品(BMS)のデジタルマーケティングに	III prementanon of the international core, status report 2022
	グに関する国際基準の国内措置への組込み	関連する条項の必要性も議論されている。	
	Baby Friendly Hospital Initiative (BFHI) (health care facilities designated or re-assessed as Baby-friendly in the past 5 years/health care facilities ever designated Baby-friendly): 赤ちゃんにやさしい病院イニシアティブ(BFHI)/過去5年間	「赤ちゃんにやさしい病院(BFH)」とは、WHO/UNICEFから「母乳育児成功のための 10 力条」を実践していると認められた施設のこと。出生直後に母子に適切なケアが受けられるようにし、新生児に対して最適な栄養法である母乳が与えられるように、病院運動が進められているかどうか。	UNICEF/WHO. https://www.unicef.org/documents/baby-friendly-hospital-initiative
		職場において、母親に対して報酬を伴う授乳体憩または1日の労働時間の短縮を認めるなんらかの法律の制定があ	ILO. https://www.ilo.org/global/about-the-
B) Actions that protect, promote and support optimal breastfeeding	Dusantes alian handles 中国 中国 中国 中国 中国 中国 中国 中国 - 不断	るか。有給の産休や情報だけではなく、母乳を出すための快適でプライベートな設備、母乳を保存するための冷蔵	ilo/newsroom/news/WCMS_218710/langen/index.htm
and complementary feeding	Dicasticening Dicass. 4446 B JUNION CONTRACT PRISS	庫、清潔で安全な環境、そして可能であれば託児施設や女性・男性ともに家族に優しい労働時間の取り決めがある	
practices: 最適な母乳育児と補完		ことを含む。	
食実践を保護、促進、支援するた		多くの国では、出産時の現金給付によって保護されている被雇用女性は非常に少なく、インフォーマルセクターに	ILO 2016. Maternity cash benefits for workers in the
8 あの行動	Cash benefits paid during maternity leave: 産休中の現金給付	はほとんどいない。出産前後に家事や介護などの仕事をこなす余裕がないため、特にインフォーマルセクターにい	intormal economy
5		る女性の出産と出産前後については、出産手当金でカバーされる必要がある。	
		WHO/UNICEF は、出産後の職場復帰が、母乳育児をやめる、あるいは早期に断乳する主な理由としている。11.0	WHO/ILO
	Motornity loove. 出席休服	日子古大江沙の東 木子 国久 森里 プ 国語 二世 報告 日刊 留留 少年 りょう の木間 夕ば しいゅう オード・アー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	https://www.who.int/data/nutrition/nlis/info/maternity-
	Marci III, Icave. HIZ Propy	ゆくエン さんりないない ほうしいさい ジョン・ション・ファン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン	protection-compliance-with-international-labour-standards
		コフトトラSecond Horizo Second Compile to App Second Compile Total App Sec	IIN Human Rights Committee on the Rights of the Child
	IYCF report to the Committee on the Rights of the Child (CRC):	ナてもの権利保約の9 くての締約国(日本は1934年下50年)は、保約の優介が近に図りの独口書の定題がに抗日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ON TRUITION ANGELES, COMMISSION OF THE CHIEF CHIEF
	子どもの権利条約への IYCF 報告	し、国連ナてもの信利役員対による春草で叉げる。 茶粒弟 74 茶はりのにお 7/ 茶に、ナこもの米数(IVCF)に図りる適当な措置をとることが定められている。	
	Nutrition Labelling: 栄養表示		1
	Nutrition information panel (Back-of-pack labelling): 栄養表示	米国では Nutrition Facts と呼ばれる食品の栄養特性について消費者に知らせ、購入や消費の決定を助ける栄養表示	WHO 2019. Guiding principles and framework manual for
	(パッケージの裏面)	のことで、特に食品パッケージの裏面または側面に表示されている食品の栄養成分の標準的なリストのこと。コー	reort-of-pack tabelling for promoting nearing diets WHO 2022. Nutrition labelling: policy brief
	Front-of-pack labelling: 栄養表示(パッケージの表面)	デックス基準に倣い、すべての包装済み食品(単一成分食品を除く)のラベルの必須要件で、重量の大きい順に成分表を表示しなければならない。総合して Front-of-pack labelling (FOPL)という。	
	Food Marketing: 食品マーケティング	1	1
C) Legal frameworks that protect, promote and support healthy diets:	Regulation of marketing of foods and non-alcoholic beverages:	アルコール飲料、飽和脂肪、塩分、遊離糖の多い食品(HFSS 食品)など多くの不健康な製品のデジタルマーケテ	WHO 2010. Set of recommendations on the marketing of foods and non-alcoholic beverages to children
健康的な食事を保護、促進、支援	食品およひ清涼飲料水のマーケティンク規制		
するための行動	Restrictions for health and nutrition claims on food labels: 食	コーデックス規格に沿った、あるいはより規模しい栄養表示と健康強調表示の規格を設けているかどうか。	WHO 2004. Nutrition labels and health claims: the global regulatory environment
	品表示における健康・米養表示の規制 □ ・・・・		The state of the s
	Restrictions of TV marketing to children: 子どもへの TV コ	特に子どもに向けて、デジタルマーケティング手法の力を弱め、子どもたちの露出を減らすための情報と政策がと、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	WHO 2019. WPK RC 70 6 Protecting children from the harmful impact of food marketing
	マーシャル規制	られるべきと、WPRO 地域会合で決議されている。	
	Restrictions on marketing in schools: 学校でのマーケティン	特に子どものいる環境において、保育園、学校だけでなく、学校のグラウンドやプレスクール・センター、遊び場、内科・小児科のサービスや スポーツや文化的な活動をしている場のデジタルマーケティング手法の力を弱め、	WHO 2010. Set of recommendations on the marketing of foods and non-alcoholic beverages to children
	グ規制	子どもたちの露出を減らすための情報と政策がとられるべきと、WPRO地域会合で決議されている。	

	Restrictions on selling unhealthy food and non-alcoholic beverages in schools: 学校での不健康な食べ物や清涼飲料水の販売規制 Regulation of food marketing to children: 子どもに対する食品マーケティング規制 Healthy Diets: 健康的な食事 National food-based guidelines: 国家食品ベースガイドライン School food standards: 学校食事基準 Reduce population saturated fatty acid intake: 人口の飽和脂肪酸摂取量の削減 Standards for product reformulation to reduce or eliminate trans fast: トランス脂肪酸を低減・除去するための製品改善の主法。	特に子どものいる環境において、保育園、学校だけでなく、学校のグラウンドやプレスクール・センター、遊び場、内科・小児科のサービスや スポーツや文化的な活動の場で、アルコール飲料、飽和脂肪、塩分、遊離糖の多い食品(HFSS 食品)など多くの不健康な製品が販売されないような規制が存在するか。小児肥満予防のための重要な政策。 内科・小児科のサービスや スポーツや文化的な活動の場で、アルコール飲料。 小児肥満予防のための重要な政策。 加盟国に、国内および国際的な行動を求めている。 (WHAG3.14) に WHO 加盟国の行動案が示されている。アルコール飲料、館和脂肪、塩分、遊離糖の多い食品(HFSS 食品)のマーケティングが子どもに与える影響を軽減するために、公共の自に、国内および国際的な行動を求めている。 (C、加盟国に、国内および国際的な行動を求めている。 (C、加盟国に、国内および国際的な行動を求めている。 (C、加盟国に、国内および国際的な行動を求めている。 (C、 C M M M M M M M M M M M M M M M M M	WHO 2010. Set of recommendations on the marketing of foods and non-alcoholic beverages to children FAO, https://www.fao.org/nutrition/nutrition-education/food-dietary-guidelines/en/ WHO 2012. https://apps.who.int/gb/NCDs/pdf/A_NCD_2-en.pdf WHO 2021. REPLACE trans-fat: an action package to eliminate industrially produced trans-fatty acids WHO 2022. Reformulation of food and beverage products
·	Reduce population salt consumption: 食塩摂取の低減 Standards for product reformulation to reduce sugar: 砂糖を 低減するための製品改質の基準 Micronutrient Fortification: 微量栄養素食品添加 Salt iodization: ヨード添加塩 Fortification with iron: 鉄添加	WHO加盟国は、2025年までに世界人口の塩分摂取量を相対的に 30%削減することに合意している。食品メーカーや小売業者が減塩食品を製造すること、減塩食品の入手可能性の向上(環境づくり)、消費者意識と住民のエンパワメント、また人口の塩分摂取量や食事中の塩分源、塩分摂取行動をモニタリングして政策決定に役立てることなど。 その業を実施することが推奨されている。 WHO は、ヨード添加塩を1日に 5g 未満を摂取を推奨している。これは微量栄養素欠乏であるヨード欠乏と、NCDs 予防のための食塩摂取の低減と、2つの栄養課題に取組むことになる。 WHO は、健康アウトルムの殺者を目的とした終添加のガイドラインを各種発表している。20 世紀から取り組まれているが、いまだなお終欠乏性貧血はもっとも深刻な微量栄養素欠乏である。 WHO は、経療可能年齢の女性には、十分な食事税取、特に薬酸のサブリメントが推奨されているが、公衆衛生的な対策として小素粉などの主食に薬酸添加をあるいる。	for healthier diets: policy brief WHO 2022. Reformulation of food and beverage products for healthier diets: policy brief
D) Accessibility, quality and implementation of murition services across public health programmes and settings: 公衆衛生プログラムおよび環境における栄養サービス	Growth monitoring and promotion: 成長モニタリング促進School feeding programs: 学校給食	WHO (2006) が提供している世界共通で使用できる成長曲線を用いて、成長を定期的にモニタリングして急性・慢性の低栄養あるいは過栄養を判定する。通常、ほとんどの国で、予防接種プログラムなどと一緒に行われている。食料不安への対応、セーフティネット、栄養教育や教育への参加などままざまな側面があるが、最終的に健康状態を改善するために重要な取組みとして、近年注目されている。国際機関によっても協力スタイルや重視するアプローチが異なり画一的なプログラムがないこと、また、食文化などにも依存する。ほとんどの国で学校給食は行われているが、自国のリソースや基準に基づいて国家プログラムとなっている国は少ない。	WHO. https://www.who.int/tools/child-growth-standards
の利用しやすさ、質および実施状況	National protocol on management of severe acute malnutrition: SAM 管理に関する国家プロトコル	重度急性栄養不良(SAM)は、合併症を伴うことも多く治療を必要とし、乳幼児死亡の直接的なリスク要因で乳幼児死亡の3分の1を占める。地域特有の課題ではあるものの、ほとんどの低中所得国で起こっている。合併症治療あるいは治療ミルクによる栄養管理は、プロトコルに沿って医療従事者によって適切に行われるよう、保健サービスの体制が整っている必要がある。	WHO 2013. Guideline: updates on the management of severe acute mahutrition in infants and children

Find a acid supplementation programme for pregnant		Nutrition included in emergency preparedness plan: 緊急時対応計画への栄養の盛り込み	飢餓と低栄養は、難民、避難民の中で万円、また脆弱な集団がそのリスクにさらされている。緊急時には微量栄養素欠乏または非感染性疾患のリスクが高まり、食料援助に依存する環境では頻発する。国の緊急時対応計画において、栄養管理の観点が盛り込まれる必要がある。	WHO. https://www.who.int/activities/addressing-nutrition- in-emergencies
		Iron and folic acid supplementation programme for pregnant women: 妊婦のための鉄・葉酸の補給プログラム	公衆衛生的な母親の妊娠アウトカムならびに妊娠中の鉄欠乏性貧血予防策として、毎日の鉄・葉酸補給はWHOによるグローバル勧告がある。しかしアドヒアランスに課題があり、数多くの栄養介入でも離しい栄養介入である。	WHO 2012. Guideline: daily iron and folic acid supplementation in pregnant women
会品成分データは、飼料、土壌、気候、遺伝資源(品種、栽培、品種、、保存条件、加工、強化、市場シェアなど、 環境、遺伝、加工による影響があり、国別に異なる。国や集団ごとに消費パターンが異なり、その国特有の食品、 レシピ、ブランド食品が存在するため、各国(あるいは地域)ごとにデータが必要となるが、国独自の食品成分データを保有している低中所得国は非常に少ない。栄養計算にも必要になるため、食品成分データの有無は極めて重要な栄養政策の整備となる。 要な栄養政策の整備となる。 新制または補助金 Taxation on foods high in fat, sugars or salt: 脂肪、糖分、塩分の WHO 加盟国においてたばこ・アルコールに対する課税は一般的であるが、食品への課税は広く活用されていると ない食品への課税 SSB Tax: 砂糖入り飲料への課税 Ly健康的な選択と資生活の改善を可能にするエビデンスに基づく政策オブションととれている。 より健康的な選択と資生活の改善を可能にするエビデンスに基づく政策オブションとして、砂糖入り飲料(SSB) に対する課税の導入を WHO が支援。公衆衛生(および医療費削減)、政府の歳入、健康の公平性の3つの面で、Win-Win-Win の戦略となりうるとしている。		Vitamin A supplementation programme for children 6-59 months: 6 - 59 ヵ月齢児へのビタミン A 補給プログラム	罹患率・死亡率の低減には必須の栄養サービスである。低中所得国において、生後 6~59 ヶ月の乳児と小児の予防接種時に公衆衛生的ビタミンAサブリメンテーションが実施されているが、かならずしも 100%ではないのが課題。	WHO 2011. Guideline: vitamin A supplementation in infants and children 6–59 months of age.
Availability of food composition data: 食品成分データの可用性 レンピ、ブランド食品が存在するため、各国(あるいは地域)ごとにデータが必要となるが、国独自の食品成分データを保有している低中所得国は非常に少ない。栄養計算にも必要になるため、食品成分データの有無は極めて重要な栄養政策の整備となる。 Price control of or subsidies on healthy foods: 健康的な食品の価格 食品・飲料の価格は、消費者の選択に影響を与える。WHO は財政政策や価格政策を含む食環境に関するエピデン お信差づいた政策ガイドラインを作成している。 Taxation on foods high in fat, sugars or salt: 脂肪、糖分、塩分の WHO 加盟国においてたばこ・アルコールに対する課税は一般的であるが、食品への課税は広く活用されていると まいせ原的な選択と食生活の改善を可能にするエビデンスに基づく政策オブションととれている。 より健康的な選択と食生活の改善を可能にするエビデンスに基づく政策オブションととして、砂糖入り飲料(SSB)に対する課税の導入を WHO が支援。公衆衛生(および医療費削減)、政府の歳入、健康の公平性の3つの面で、Win-Win-Win の戦略となりうるとしている。			食品成分データは、飼料、土壌、気候、遺伝資源(品種/栽培、品種)、保存条件、加工、強化、市場シェアなど、環境、遺伝、加工による影響があり、国別に異なる。国や集団ごとに消費バターンが異なり、その国特有の食品、	FAO. https://www.fao.org/nutrition/food-composition/en/
要な栄養政策の整備ともある。WHO は財政政策や価格政策を含む食環境に関するエビデン A L 基づいた政策ガイドラインを作成している。 Taxation on foods high in fat, sugars or salt: 脂肪、糖分、塩分の WHO 加盟国においてたばこ・アルコールに対する課税は一般的であるが、食品への課税は広く活用されている。 SSB Tax: 砂糖入り飲料への課税 L り健康的な選択と食生活の改善を可能にするエビデンスに基づく政策オプションとして、砂糖入り飲料(SSB) に対する課税の ストロールに対する課税は一般的であるが、食品への課税 は康の公平性の3つの面で、Win-Win-Win の戦略となりうるとしている。		Availability of food composition data: 食品成分データの可用性	レンピ、ブランド食品が存在するため、各国(あるいは地域)ごとにデータが必要となるが、国独自の食品成分データを保有している低中所得国は非常にゆない、学業計算にも必要になるため、食品昨分データの右無は極めて青	
Price control of or subsidies on healthy foods: 健康的な食品の価格 食品・飲料の価格は、消費者の選択に影響を与える。WHO は財政政策や価格政策を含む食環境に関するエビデン お記または補助金 スに基づいた政策ガイドラインを作成している。 Taxation on foods high in fat, sugars or salt: 脂肪、糖分、塩分の WHO 加盟国においてたばこ・アルコールに対する課税は一般的であるが、食品への課税は広く活用されていると多い食品への課税 まり食品への課税 はいいがたいが、WHO として SDGs ならびに NCDs 目標の達成のための優先アクションとされている。 より健康的な選択と食生活の改善を可能にするエビデンスに基づく政策オブションとして、砂糖入り飲料(SSB)に対する課税の導入を WHO が支援。公衆衛生(および医療費削減)、政府の歳入、健康の公平性の3つの面で、Win-Win-Win の戦略となりうるとしている。			アルドラン・ララーニアー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー	
Taxation on foods high in fat, sugars or salt: 脂肪、糖分、塩分の WHO 加盟国においてたばこ・アルコールに対する課税は一般的であるが、食品への課税は広く活用されていると 多い食品への課税 はいいがたいが、WHO として SDGs ならびに NCDs 目標の達成のための優先アクションとされている。 より健康的な選択と食生活の改善を可能にするエピデンスに基づく政策オプションとして、砂糖入り飲料(SSB) に対する課税の導入を WHO が支援。公衆衛生(および医療費削減)、政府の歳入、健康の公平性の3つの面で、 Win-Win-Win の戦略となりうるとしている。	E) Financing mechanisms to	Price control of or subsidies on healthy foods: 健康的な食品の価格 統制または補助金	食品・飲料の価格は、消費者の選択に影響を与える。WHOは財政政策や価格政策を含む食環境に関するエピデンスに基づいた政策ガイドラインを作成している。	WHO 2021. Implementing fiscal and pricing policies to promote healthy diets: a review of contextual factors
より健康的な選択と食生活の改善を可能にするエビデンスに基づく政策オプションとして、砂糖入り飲料(SSB) に対する課税の導入を WHO が支援。公衆衛生(および医療費削減)、政府の歳入、健康の公平性の3つの面で、 Win-Win-Win の戦略となりうるとしている。	reinforce healthy diets and ensure delivery and use of nutrition service: 健康的な食事を強化し、	Taxation on foods high in fat, sugars or salt: 脂肪、糖分、塩分の多い食品への課税	WHO 加盟国においてたばこ・アルコールに対する課税は一般的であるが、食品への課税は広く活用されているとはいいがたいが、WHO として SDGs ならびに NCDs 目標の達成のための優先アクションとされている。	WHO. Noncommunicable Disease Surveillance, Monitoring and Reporting
Win-Win の戦略となりうるとしている。	栄養サービスの提供と利用を確保 するための資金調達メカニズム	SSB Tax: 砂糖入り飲料への課税	より健康的な選択と食生活の改善を可能にするエピデンスに基づく政策オプションとして、砂糖入り飲料(SSB) に対する課税の導入を WHO が支援。公衆衛生(および医療費削減)、政府の歳入、健康の公平性の3つの面で、	WHO 2022. WHO manual on sugar-sweetened beverage taxation policies to promote healthy diets
			Win-Win-Win の戦略となりうるとしている。	

フランス 鎖ウォリ ス=フツ Ν Ā Ν ΝĀ Ν Ν ¥. Ν Ϋ́ Ν Ϋ́ Ν Ϋ́ Ϋ́ Ϋ́ Ϋ́ Ν Ν NA Ϋ́ Ν Ϋ́ Ν ΝŽ ストナム 社会主義 共和国 Yes Moderately alighted with the Code ΝA ΝA Ν ¥. NA KX7" NA NA A INA ツバル NA No legal measures Ž ž ĕ ž ž Ä Ϋ́ ¥ Ž INA Ā ¥ ¥ Ϋ́ ¥ トンガ圧 N Ϋ́ Ϋ́ トケラウ ΑĀ ΑN Ϋ́ ΑN ¥ ¥ Ϋ́ Š Ϋ́ Š ¥ ¥ Ν Š Ν Ϋ́ Ϋ́ ¥ ¥ Ϋ́ N A Ϋ́ Ν Ν Ϋ́ Ϋ́ N NA イロイン開節 Α NA Ses ゲンガ ボード 世 西 NA Ϋ́ No logal measures ΑN ΑN NA サモア独立国 No logal measures Ν Ϋ́ ž ¥ Ā ¥ 大韓民国 Ϋ́ Ϋ́ Ϋ́ Ϋ́ 英領ピト ケアン語: Ν¥ N N ¥ Z Ϋ́ Ϋ́ Ϋ́ Ν Ϋ́ N N Ϋ́ Ϋ́ Ā Ν Ν Ϋ́ ¥ ¥ Ν Ϋ́ Z Z Ϋ́ Ϋ́ Ϋ́ Ϋ́ Ϋ́ ΑŽ Ν ΑN ¥ フィリアン共巻国 Ϋ́ ž バブア ニューギ ニア独立 Some provision of the Code Ϋ́ Ν ΑN Ϋ́ Ä Ϋ́ Ä Š Ä (ラオ共和国) Ν ΝĀ Ν Ā ΝĀ Ν Š Ā Ϋ́ Ā Ä Ä ¥ Ν Ν Š Š Ϋ́ 米舗ボマリアナ課師事品を選出を NA N ΑN Ϋ́ ΑN ¥ ¥ ¥ Ϋ́ Ϋ́ Ϋ́ Ϋ́ Ϋ́ Ϋ́ Ϋ́ Ν Ā Ϋ́ ΑN Ϋ́ Ϋ́ Š Ϋ́ Ϋ́ ニウェ ΝĀ NA ΝĀ No legal measures Ϋ́ Ā Ϋ́ Š ΑN Ā Ν Ϋ́ Ä 141% NA NA ΑN ΝĀ Š Ν 会 に ローカ フドニア ΑN N N ¥ ¥ Ä ΑN Ā ¥ ¥ ΑN ΝA Š Ϋ́ INA Ν ΝA ΑN Ν NA Ϋ́ Ν Ϋ́ Fウル共 和国 Ā NA Ā No logal measures Ν Ā Ā ₹ ¥ ž Ϋ́ ž ž Ϋ́ Š ž ž Š Ā Ϋ́ Ν Ν ¥ ž ホンゴル国 NA ΑN Ϋ́ ΝA ΑN Ν Ϋ́ マーツ・お野田 INA NA Ϋ́ No legal measures Ν Ϋ́ ΝĀ NA Ν Ν Ϋ́ Ϋ́ Ν 7 F Ϋ́ マカオ特 別行政区 (中国) A A Ā Ν INA ΝA Ā ΑN ΝA Ā NA NA NA Ϋ́ N Ν Ā ¥ Ž ž NA Ν Σ Ä Ν ΝA Ä Ä M ラオス人民民主共和国 Ν Š Ϋ́ Ν リバス共和国 INA INA ghred with the Code ΝĀ ΝĀ ΑN Ν¥ Σ Z ΑN N A Ν Ν ΝA Ϋ́ Ν Ν Ϋ́ Ϋ́ Ϋ́ Ν Ā Ϋ́ Ϋ́ No legal ness unes ¥ Ϋ́ 12 Ϋ́ Š 公共 (回年) A A A A A ΑN ΝĀ ΑN ů Ν Ϋ́ Ν ΝA NA Ä Ν Ν Š Ν Š ΝĀ アメリカ 銀グアム Ž Š Ā ž Ř Ä Ž ž ž ž 仏領ボリ ネシア © × ΑN ΑN NA N N ΑN A A A A A Ν Ϋ́ Ϋ́ Ϋ́ Α¥ Š Ϋ́ Ν N N Ν ΝĀ Ϋ́ ΝĀ Ä フィジー ΝA Ϋ́ Ν Ϋ́ ドクロネ NA AN NA Ä ΑN Ϋ́ No legal measures Š Ä ΑN Ϋ́ ΑN Ϋ́ ΑN 報のなる Ϋ́ Ν Š Š Σ NA. 田田 Ā Ā Ϋ́ Ϋ́ ¥ N ΝA ΑN ¥ カンボジァ Ν Ϋ́ ΑN イルネル イ・ダル プ サラーム 画 No legal measures ΑN Š オーストラリア ΑN ΑN ΑN Ν ΝA Š ΝA Ϋ́ ΑN No logal wasures ΑN ¥ Ν Ä Ā Ϋ́ Ϋ́ Ν ΝA Ϋ́ ΑN N A ΑN ΝA ΝA Ϋ́ Š NA N N N N N N ₹ ₹ ΑN Ϋ́ Ϋ́ Ä Ϋ́ Ϋ́ N Ā ¥ Ā 食品および清波飲料水のマーケ ティング規制 食品表示における健康・栄養表示の規制 学校での不健康な食へ物や構造 放料水の販売税料 子どもに対する食品マーケティ ング税料 母乳代用品のマーケティングに関する国際規約の国 均指置への組込み 子どもへのTVコマーシャル規制 人口の銘和脂肪酸摂取量の消耗 トランス脂肪酸を低減・除去す 5ための製品改質の基準 砂糖を低減するための製品改賞 の基準 栄養表示 (パッケージの裏面) (パッケージの表面) 学校でのマーケティング規制 国家食品ペースガイドライン 7-59ヵ月齢児へのビタミンA補給プログラム E絹のための鉄・葉酸の補給プログラム 蓋 健康的な食品の価格税制または補助金 脂肪、糖分、塩分の多い食品への課税 食塩摂取の低減 緊急時対応計画への栄養の盛り込み SAM管理に関する国家プロトコル 学校食事基準 ヨード添加塩 **新** 鉄海加 **栄養に関連する国家政策、 参ちゃんにやさしい痕骸イ** 食品成分データの可用性 的 最適な母乳育児と補完 食実践を保護、促進、支援 母乳算児のための休暇 するための行動 栄養に関する全国調査 予算がついた計画 栄養への資金調道 食品マーケティ グ 学校給食 装養表示 D) 公衆衛生プログラムお よび環境における栄養サー ピスの利用しやすさ、質お よび実施状況 (E) 健康的な食事を強化 し、栄養サービスの提供と 利用を確保するための資金 顕建メカニズム) 国家アジェンダにおける状態 る栄養 C) 健康的な食事を保護、 促進、支援するための行動 38

INA: Information Not Available 図 1 WPRO37 加盟国の栄養政策・プログラム整備状況

			2	5	12	21	28
			オースト ラリア	中国	日本	ニュー ジーラン ド	大韓民国
	マルチセクター調	整組織	Yes	INA	INA	INA	INA
	栄養に関連する国家政策、戦略、計画		Yes	Yes	Yes	Yes	No
A) 国家アジェンダにおけ る栄養	栄養への資金調達		No	INA	Yes	Yes	INA
	予算がついた計画		No	INA	Yes	Yes	No
	栄養に関する全国	調査	Yes	Yes	No	Yes	Yes
	母乳代用品のマー 内措置への組込み	ケティングに関する国際規約の国	Some provisions of the Code included	Some provision of the code	No legal measures	Some provision of the Code	Some provision of the Code
	赤ちゃんにやさし 間)	い病院イニシアティブ(過去5年	INA	INA	Yes	Yes	INA
B) 最適な母乳育児と補完 食実践を保護、促進、支援	mai trin o t u o	休暇	INA	INA	Yes	INA	Yes
するための行動	産休中の現金給付		INA	Yes	INA	Yes	Yes
	出産休暇		Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
	子どもの権利条約	へのIYCF報告	Yes	Yes	No	Yes	Yes
	***	栄養表示 (パッケージの裏面)	M	Yes	М	М	Yes
	栄養表示	栄養表示(パッケージの表面)	V	No	No	V	М
		食品および清涼飲料水のマーケ ティング規制	Yes	Yes	No	Yes	Yes
		食品表示における健康・栄養表示の規制	Yes	Yes	No	Yes	Yes
	食品マーケティング	子どもへのTVコマーシャル規制	V	INA	INA	V	Yes
		学校でのマーケティング規制	INA	INA	INA	INA	Yes
		学校での不健康な食べ物や清涼 飲料水の販売規制	INA	INA	INA	INA	Yes
		子どもに対する食品マーケティング規制	Yes	Yes	No	No	Yes
C)健康的な食事を保護、 促進、支援するための行動		国家食品ベースガイドライン	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
	健康的な食事 微量栄養素食品添加	学校食事基準	INA	INA	Yes	INA	Yes
		人口の飽和脂肪酸摂取量の削減	٧	No	No	No	No
		トランス脂肪酸を低減・除去するための製品改質の基準	no	INA	No	INA	M
		食塩摂取の低減	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
		砂糖を低減するための製品改質 の基準	No	INA	INA	v	INA
		ヨード添加塩	٧	M	No	V	No
1		鉄添加	No	No	No	No	No
		葉酸添加	M	No	No	Yes	No
	成長モニタリング促進		Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
	学校給食		INA	INA	INA	INA	Yes
D) 公衆衛生プログラムおよび環境における栄養サービスの利用しやすさ、質および実施状況	SAM管理に関する国家プロトコル		INA	INA	INA	INA	No
	緊急時対応計画への栄養の盛り込み		INA	INA	INA	INA	INA
	妊婦のための鉄・葉酸の補給プログラム		No	INA	INA	INA	Yes
	6-59ヵ月齢児へのビタミンA補給プログラム		No	INA	No	INA	No
	食品成分データの可用性		Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
	良品成ガアータの可用性 健康的な食品の価格統制または補助金						
E) 健康的な食事を強化		格統制または補助金	no	No	No	No	No
E) 健康的な食事を強化し、栄養サービスの提供と利用を確保するための資金	健康的な食品の価	格統制または補助金の多い食品への課税	no	No No	No No	No No	No No

図2WPRO加盟国のうちドナー国における栄養政策・プログラム整備状況